

議案第74号

芽室小水力発電所管理条例制定の件

芽室小水力発電所管理条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室小水力発電所管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第56条の規定に基づき管理の委託を受ける芽室小水力発電所（以下「施設」という。）の管理に関し、同法第96条の4で準用する第57条の2第1項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国営かんがい排水事業芽室川西地区受益地域における畑地かんがい施設の維持管理費の節減と再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減を目的として、美生ダムが有する包蔵水力を活用した施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室小水力発電所

位置 芽室町伏美2番地

(業務)

第4条 この施設は、第2条の目的達成のため次の業務を行う。

(1) 美生ダムの放流水を活用した発電に関する業務

(2) その他町長が必要と認めた業務

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

説 明

芽室小水力発電所の運用開始に伴い、本施設の管理に係る条例を制定しようとするものであります。

議案第75号

芽室町小水力発電事業基金条例制定の件

芽室町小水力発電事業基金条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町小水力発電事業基金条例

(設置)

第1条 芽室小水力発電所（以下「施設」という。）において、芽室町小水力発電事業特別会計（以下「特別会計」という。）に欠損金が生じた場合の補填及び施設の災害による不時の損失経費の資金並びに施設の改良、更新に必要な経費の財源に充てるため、芽室町小水力発電事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、特別会計歳入歳出予算の定めによる。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金から生ずる収入)

第4条 基金から生ずる収入は、特別会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため必要と認めたとときに限り、特別会計歳入歳出予算に計上して使用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日より施行する。

説 明

芽室小水力発電所の運用開始に伴い、新たに芽室町小水力発電事業基金を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第76号

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例中一部改正の件

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手島 旭

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例（昭和24年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

報酬額

区分	金額	摘要
投票管理者	日額 14,500円	
期日前投票所の投票管理者	〃 12,800円	
開票管理者	〃 12,200円	
選挙長	〃 12,200円	
投票管理者職務代理者	〃 12,400円	
期日前投票所の投票管理者職務代理者	〃 10,900円	
開票管理者職務代理者	〃 11,200円	
選挙長職務代理者	〃 11,200円	
投票立会人	〃 12,400円	

期日前投票所の投票立会人	〃	10,900円	
開票立会人	〃	10,100円	
選挙立会人	〃	10,100円	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

説 明

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第1条関係） 報酬額			別表（第1条関係） 報酬額		
区分	金額	摘要	区分	金額	摘要
投票管理者	日額 14,500円		投票管理者	日額 12,700円	
期日前投票所の投票管理者	〃 12,800円		開票管理者	〃 10,700円	
開票管理者	〃 12,200円		選挙長	〃 10,700円	
選挙長	〃 12,200円		投票管理者職務代理者	〃 10,800円	
投票管理者職務代理者	〃 12,400円		開票管理者職務代理者	〃 9,800円	
期日前投票所の投票管理者職務代理者	〃 10,900円		選挙長職務代理者	〃 9,800円	
開票管理者職務代理者	〃 11,200円		投票立会人	〃 10,800円	
選挙長職務代理者	〃 11,200円		開票立会人	〃 8,900円	
			選挙立会人	〃 8,900円	

改正案		現 行
投票立会人	〃 12,400円	
期日前投票所の投票立 会人	〃 10,900円	
開票立会人	〃 10,100円	
選挙立会人	〃 10,100円	
<p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日が告示される選挙から適用する。</u></p>		

議案第77号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項各号中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

一般職の給与改定に伴い特別職の期末手当の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の232.5</u> (2) 12月 <u>100分の232.5</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 12月 <u>100分の230</u></p>

議案第78号

職員の給与に関する条例中一部改正の件

職員の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

（地域手当）

第9条の2 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額地域手当を支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

派遣職員に対して地域手当を支給するため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(地域手当)</u> <u>第9条の2 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額地域手当を支給する。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>(地域手当)</u> <u>第9条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、又は実務研修のため、芽室町が北海道に派遣した職員のうち必要ある者には、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第10条の2の規定の例により地域手当を支給する。</u></p>

議案第79号

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件
芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第32条中「月額300,000円」を「月額335,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

昨今の社会経済状況に鑑み、外国青年として任用する英語指導助手の報酬を改定しようとするものであります。

芽室町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(外国青年の給料)</p> <p>第32条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員のうち、外国青年として任用されるものの給料については、<u>月額335,000円</u>の給料を支給する。</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(外国青年の給料)</p> <p>第32条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員のうち、外国青年として任用されるものの給料については、<u>月額300,000円</u>の給料を支給する。</p>

議案第80号

芽室町墓地設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町墓地設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町墓地設置及び管理条例（昭和52年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 芽室霊園に合同納骨塚（一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。以下同じ。）を置く。

第3条の見出し中「（）」の次に「墓地の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（合同納骨塚の使用許可）

第3条の2 合同納骨塚を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は前項の許可をする場合において合同納骨塚の管理上必要があると認めるときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。

- 3 合同納骨塚の使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）本町に住所若しくは本籍を有する者又は有したことがある者

（2）前号の規定に該当しない者であって、本町に住所又は本籍を有したことがある者の焼骨を埋蔵しようとする者

（3）第2条第1項に規定する墓地の使用権を有する者で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬しようとする者

（4）その他、町長が特別の事由があると認める者

- 4 合同納骨塚の生前予約（自己の死亡後に自己の焼骨を合同納骨塚に埋蔵するための予約）は、受け付けないものとする。

- 5 合同納骨塚の使用許可を受けた者は、第10条の2の規定により使用許可を取消された場合を除き、永久使用権を有するものとする。

第4条第1項中「墓地」の次に「及び合同納骨塚」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「面積」の次に「（合同納骨塚を除く。）」を加え、同条第3項中「返還」の次に「し、又は第10条の2の規定により合同納骨塚の使用許可を取消し」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 合同納骨塚には、使用許可を受けた者の親族以外の焼骨を埋蔵してはならない。
ただし、第3条の2第3項第3号若しくは第4号の規定に該当するとき、又は町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第6条第1項中「墓地」の次に「及び合同納骨塚」を加える。

第10条の見出し中「(」の次に「墓地の」を加え、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「使用の許可」の前に「墓地の」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(合同納骨塚の許可の取消し)

第10条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、合同納骨塚の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた焼骨を埋蔵する前に、使用許可を受けた者が死亡し、かつ、承継者がいないとき。
- (2) 使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵していないとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(焼骨の返還)

第10条の3 合同納骨塚に埋蔵された焼骨は、返還しない。

別表に次のように加える。

合同納骨塚	-	-	10,000円 (1体につき)
-------	---	---	--------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

少子高齢化や核家族化が進展しているなか、やむを得ない事情で墓の承継や維持管理が困難な方をはじめ、経済的に墓を建立することができない方等のため、芽室霊園内に複数の焼骨を一緒に納骨する合同納骨塚を設置するに当たり、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(名称及び位置) 第2条 一略一 <u>2 芽室霊園に合同納骨塚（一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設をいう。以下同じ。）を置く。</u> (墓地の使用許可) 第3条 一略一 2～4 一略一 (合同納骨塚の使用許可) <u>第3条の2 合同納骨塚を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 町長は前項の許可をする場合において合同納骨塚の管理上必要があると認めるときは、その使用につき条件を付し、又は制限を設けることができる。</u> <u>3 合同納骨塚の使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 本町に住所若しくは本籍を有する者又は有したことがある者</u> <u>(2) 前号の規定に該当しない者であつて、本町に住所又は本籍を有したことがある者の焼骨を埋蔵しようとする者</u> <u>(3) 第2条第1項に規定する墓地の使用権を有する者で、当該墓地に埋蔵されている焼骨を合同納骨塚に改葬しようとする者</u></p>	<p>(名称及び位置) 第2条 一略一 (使用許可) 第3条 一略一 2～4 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(4) <u>その他、町長が特別の事由があると認める者</u></p> <p>4 <u>合同納骨塚の生前予約（自己の死亡後に自己の焼骨を合同納骨塚に埋蔵するための予約）は、受け付けないものとする。</u></p> <p>5 <u>合同納骨塚の使用許可を受けた者は、第10条の2の規定により使用許可を取消された場合を除き、永久使用权を有するものとする。</u></p> <p>(使用料及び区画面積)</p> <p>第4条 墓地<u>及び合同納骨塚</u>の使用料（以下単に「使用料」という。）<u>並びに</u>1区画面積（<u>合同納骨塚を除く。</u>）は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の使用料は、墓地の一部又は全部について返還し、<u>又は第10条の2の規定により合同納骨塚の使用許可を取消し</u>した場合でも還付しない。</p> <p>4 一略一</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 <u>合同納骨塚には、使用許可を受けた者の親族以外の焼骨を埋蔵してはならない。ただし、第3条の2第3項第3号若しくは第4号の規定に該当するとき、又は町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(使用权の承継)</p> <p>第6条 墓地<u>及び合同納骨塚</u>の使用权は、相続人に、相続人がいな</p>	<p>(使用料及び区画面積)</p> <p>第4条 墓地の使用料（以下単に「使用料」という。）<u>及び</u>1区画面積は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の使用料は、墓地の一部又は全部について返還した場合でも還付しない。</p> <p>4 一略一</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>(使用权の承継)</p> <p>第6条 墓地の使用权は、相続人に、相続人がいないときは、その</p>

改正案				現 行			
<p>いときは、その他の親族に承継するものとし、他人に譲渡してはならない。</p> <p>2 一略一 (墓地の許可の取消し及び返還)</p> <p>第10条 町長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、墓地の使用許可を取消し、返還を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>墓地</u>の使用の許可を受けた日から2年以上使用しないとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p><u>(合同納骨塚の許可の取消し)</u></p> <p>第10条の2 町長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めるときは、<u>合同納骨塚の使用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>使用許可を受けた焼骨を埋蔵する前に、使用許可を受けた者が死亡し、かつ、承継者がいないとき。</u></p> <p>(2) <u>使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵していないとき。</u></p> <p>(3) <u>この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(焼骨の返還)</u></p> <p>第10条の3 <u>合同納骨塚に埋蔵された焼骨は、返還しない。</u></p> <p>別表 (第4条関係)</p>				<p>他の親族に承継するものとし、他人に譲渡してはならない。</p> <p>2 一略一 (許可の取消し及び返還)</p> <p>第10条 町長は、次の各号の<u>一</u>に該当すると認めるときは、墓地の使用許可を取消し、返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた日から2年以上使用しないとき。</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>別表 (第4条関係)</p>			
墓地の名称	級地別	1区画当りの面積	使用料	墓地の名称	級地別	1区画当りの面積	使用料

改正案				現 行			
—略—				—略—			
共同墓地	1等地	13.22m ²	1,600円	共同墓地	1等地	13.22m ²	1,600円
	2等地	13.22m ²	1,200円		2等地	13.22m ²	1,200円
	3等地	13.22m ²	800円		3等地	13.22m ²	800円
合同納骨塚	-	-	10,000円 (1体につき)				

議案第81号

芽室町都市公園条例中一部改正の件

芽室町都市公園条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例

芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の2各号列記以外の部分及び同条第1号中「公園施設」の次に「、新嵐山スカイパーク」を加える。

別表第1に次のように加える。

新嵐山スカイパーク	芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地	広場、休憩舎、スキー場、キャンプ場、展望台
-----------	---	-----------------------

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（芽室町新嵐山スカイパーク設置条例及び芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1） 芽室町新嵐山スカイパーク設置条例（昭和50年芽室町条例第48号）
- （2） 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年芽室町条例第35号）

説 明

新嵐山スカイパークの都市公園編入に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行						
<p>(管理の代行)</p> <p>第2条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定により、有料公園施設、新嵐山スカイパーク及びパークゴルフ場（美生川河川敷公園パークゴルフ場、芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、東工北1公園パークゴルフ場及び芽室公園パークゴルフ場をいう。以下この条において同じ。）の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設、新嵐山スカイパーク及びパークゴルフ場の施設及び設備の維持管理</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>(管理の代行)</p> <p>第2条の2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定により、有料公園施設及びパークゴルフ場（美生川河川敷公園パークゴルフ場、芽室霊園緑地公園パークゴルフ場、東工北1公園パークゴルフ場及び芽室公園パークゴルフ場をいう。以下この条において同じ。）の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</p> <p>(1) 有料公園施設及びパークゴルフ場の施設及び設備の維持管理</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>						
一略一	一略一						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">南町緑地</td> <td style="width: 55%;">芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12</td> <td style="width: 30%;">広場</td> </tr> </table>	南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">南町緑地</td> <td style="width: 55%;">芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12</td> <td style="width: 30%;">広場</td> </tr> </table>	南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場
南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場					
南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新嵐山スカイパーク</td> <td style="width: 55%;">芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地</td> <td style="width: 30%;">広場、休憩舎、スキ</td> </tr> </table>	新嵐山スカイパーク	芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地	広場、休憩舎、スキ				
新嵐山スカイパーク	芽室町中美生2線40番地、42番地、中美生3線39番地、40番地、41番地、42番地、43番地	広場、休憩舎、スキ					

改正案		現行
	<p>一場、 キャン プ場、 展望台</p>	
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>(芽室町新嵐山スカイパーク設置条例及び芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例の廃止)</u></p> <p>第2条 次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p><u>(1) 芽室町新嵐山スカイパーク設置条例（昭和50年芽室町条例第48号）</u></p> <p><u>(2) 芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（平成14年芽室町条例第35号）</u></p>		

議案第82号

メムロスキー場設置及び管理条例制定の件

メムロスキー場設置及び管理条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

メムロスキー場設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、メムロスキー場の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町民の健康増進及び体育・スポーツの普及振興を図るため、スキー場及び附属施設（以下「施設等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
スキー場	メムロスキー場	芽室町中美生3線40番地9
附属施設	新嵐山ロッジ	芽室町中美生2線42番地7
	管理棟	芽室町中美生3線41番地2
	休憩舎	芽室町中美生3線41番地5
	新嵐山第1パラレルリフトA線・B線	芽室町中美生3線40番地9
	新嵐山第2パラレルリフトB線	同上

(管理の代行)

第4条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、施設等の管理及び運営に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 施設等の維持管理及び運營業務
- (2) 第6条の利用許可
- (3) 利用料金の収受に係る事務
- (4) 上記業務に付随する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

(利用期間及び時間)

第5条 施設等の利用期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、気象条件、輸送需要等の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

期間 12月1日から翌年3月31日まで（12月31日から翌年1月1日を除く。）

時間 午前9時から午後4時まで

(利用の許可)

第6条 許可が必要な施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際に、施設等の管理運営上必要があると認められるときは、その利用について条件を付すことができる。

(利用の制限)

第7条 施設等を利用しようとする者は、この条例及び指定管理者の指示に従い、秩序を乱し、公益を害することのないようにしなければならない。

2 指定管理者は、施設等を利用する者が秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認めるときは、利用させないことができる。

(利用料金)

第8条 施設等の利用に係る料金は、別表に定める額とし、指定管理者は、その範囲内で利用料金を別に定めるものとする。

2 指定管理者は、公益上又は教育目的その他必要があると認めた場合は、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の割引)

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引することができる。

- (1) 町民の利用促進を図る場合
- (2) スキー場の利用促進を図る場合
- (3) その他、指定管理者が特に認めた場合

(原状回復義務)

第10条 利用者が施設等の利用を終えたとき、又は利用の取消し、制限若しくは停止されたとき、直ちに施設等を利用前の状態に回復しなければならない。

(賠償)

第11条 利用者は、故意又は自己の責めに帰すべき過失により施設等又は備品等を破損、汚損若しくは滅失したときは、町長の定めるところによりその損害を賠償

しなければならない。

(町長による管理)

第12条 第5条から第9条までの規定は、指定管理者に代わって、町長が施設等の管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第5条から第9条中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

メムロスキー場及び附属施設利用料金

- 1 スキー場利用料 無料
- 2 ロッジ利用料 無料
- 3 管理棟利用料 無料
- 4 休憩舎利用料 無料
- 5 スキーリフト利用料

区分		利用料										
		普通券 (1回使用券)	回数券(12 回使用券)	1日券(1日 使用券)	4時間券	団体券(30 人以上)(1 人1回使用 券)	団体券(30 人以上)(1 人1日使用 券)	25時間券	25時間券 (65歳以上 ゴールド)	シーズン券 (シーズン 使用券)	シーズン券 (65歳以上 ゴールド)	シーズン券 (少年団)
第1パラレルリフトA線・B線 第2パラレルリフトB線	一般	250円	2,300円	3,100円	2,100円	200円	1,700円	13,000円	8,500円	42,000円	27,000円	30,000円
	小学生～ 高校生	200円	1,600円	1,900円	1,400円	150円	1,300円	8,500円	—	27,000円	—	17,000円

説 明

新嵐山スカイパークの都市公園編入に伴い、メムロススキー場の設置及び管理に係る条例を制定しようとするものであります。